

昭和四十九年政令第二十九号

工場立地法施行令

内閣は、工場立地法（昭和三十四年法律第二十
四号）第六条第一項、第十四条第三項、第五十五条の三及び第五十五条の五の規定に基づき、この政令
を制定する。

（特定工場）

第一条 工場立地法（以下「法」という。）第六

条第一項の政令で定める業種に属する工場又は

事業場は、電気供給業に属する発電所で水力若

しくは地熱を原動力とするもの又は太陽光を電

気に変換するものとする。

第二条 法第六条第一項の政令で定める規模は、

敷地面積については九千平方メートル、建築物

の建築面積の合計については三千平方メートル

（報告）

第三条 工場適地の調査及び工場立地の動向の調

査について法第五十五条の三の規定により経済産

業大臣が報告をさせることができる事項は、次

のとおりとする。

一 工場又は事業場の敷地面積及び建築面積

二 生産数量及び生産能力

三 工業用水及び電力の使用の状況

四 燃料、原材料、外注部品及び製品の輸送の

五 従業員の雇用の状況

六 公害防止施設の状況

七 工場又は事業場の設置に関する計画又は長

期の見通し

八 工場立地に伴う公害の防止に関する調査につ

いて法第五十五条の三の規定により経済産業大臣

及び環境大臣が報告をさせることができる事項

は、次のとおりとする。

一 工場又は事業場の敷地面積

二 生産数量及び生産能力

三 生産施設、公害防止施設その他の施設の

配置

四 燃料、原材料及び工業用水の使用の状況

五 汚染物質の発生の状況

六 措置の内容

（附則抄）

1 この政令は、工場立地の調査等に関する法律

の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第百

八号）の施行の日（昭和四十九年三月三十一

日）から施行する。

2 工場立地の調査等に関する法律施行令（昭和

三十六年政令第二百九十九号）は、廃止する。

附則（昭和五三年七月五日政令第二八

二号）抄

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五六年三月二十七日政令第四

二号）

（施行期日）

この政令は、地方支分部局の整理のための行

政管理庁設置法等の一部を改正する法律（以下

「改正法」という。）の施行の日（昭和五六年

四月一日）から施行する。

（経過措置）

改正法の施行前に新潟海運局長が法律若しく

はこれに基づく命令の規定によりした許可、認

可その他の処分又は契約その他の行為（以下

「処分等」という。）は、改正法による改正後の

それぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規

定又はこの政令による改正後のそれぞれの政令

の規定により新潟海運監理部長がした処分等と

みなす。

3 改正法の施行前に新潟海運局長に對してした

申請、届出その他の行為（以下「申請等」とい

う。）は、改正法による改正後のそれぞれの法

律若しくはこれに基づく命令の規定又はこの政

令による改正後のそれぞれの政令の規定により

新潟海運監理部長に対しても申請等とみな

す。

附則（昭和五六年三月三一日政令第七

三号）抄

（施行期日）

この政令は、昭和五十六年四月一日から

施行する。

附則（昭和五九年六月六日政令第一七

六号）抄

（施行期日）

この政令は、昭和五十九年七月一日から

施行する。

の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対しても申請等とみなす。

田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）及び新潟海運監理部長

東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）及

北海海運局長

東北運輸局長

北海道運輸局長

新潟運輸局長

関東運輸局長

中部運輸局長

近畿運輸局長

中国運輸局長

四国運輸局長

東北運輸局長

九州運輸局長

神戸海運監理部長

北海道運輸局長

東北運輸局長

中部運輸局長

近畿運輸局長

中国運輸局長

四国運輸局長

1 この政令は、工場立地法の一部を改正する法律の施行の日（平成十年一月三十一日）から施行する。

附則（平成二四年六月一日政令第一五

九号）抄

（施行期日）

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成二四年六月一日政令第一五

九号）

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。